

第1章

計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人で地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景

我が国のこれまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童など対象者ごとに、行政を中心とした公的制度による一律的なサービス提供という形で進められてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者の孤独死、老々介護、家庭内暴力、虐待、子育てに関わる不安や負担、消費者被害など様々な生活上の課題が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで日常生活上のちょっとした「困りごと」を抱える人も増えています。

こうした課題は多様化・重複化する傾向にありますが、核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力は弱まっています。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い人と人のつながりが希薄化し、地域の相互扶助機能も低下しています。そのため、これまでのような行政を中心とした福祉の枠組みでは、全ての課題に応えることが難しくなってきました。とりわけ、制度外や制度の谷間にある福祉ニーズの充足には、公的サービスの充実とともに、地域の人々の善意の働きかけ、手助けが求められています。

国は、このような社会の変化に対応していけるよう、高齢者や障がい者など特定の人を福祉の対象として捉えるのではなく、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会を、将来に渡って構築していくために、平成 12 年に社会福祉の基本事項を定めた「社会福祉事業法」を改正し、名称も「社会福祉法」に改めました。同法では、第 4 条で住民参加を基本とした「地域福祉の推進」を明確に位置づけるとともに、第 107 条で「市町村地域福祉計画」の策定が規定されました。

○地域福祉の推進（社会福祉法第 4 条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○市町村地域福祉計画（社会福祉法第 107 条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の目的

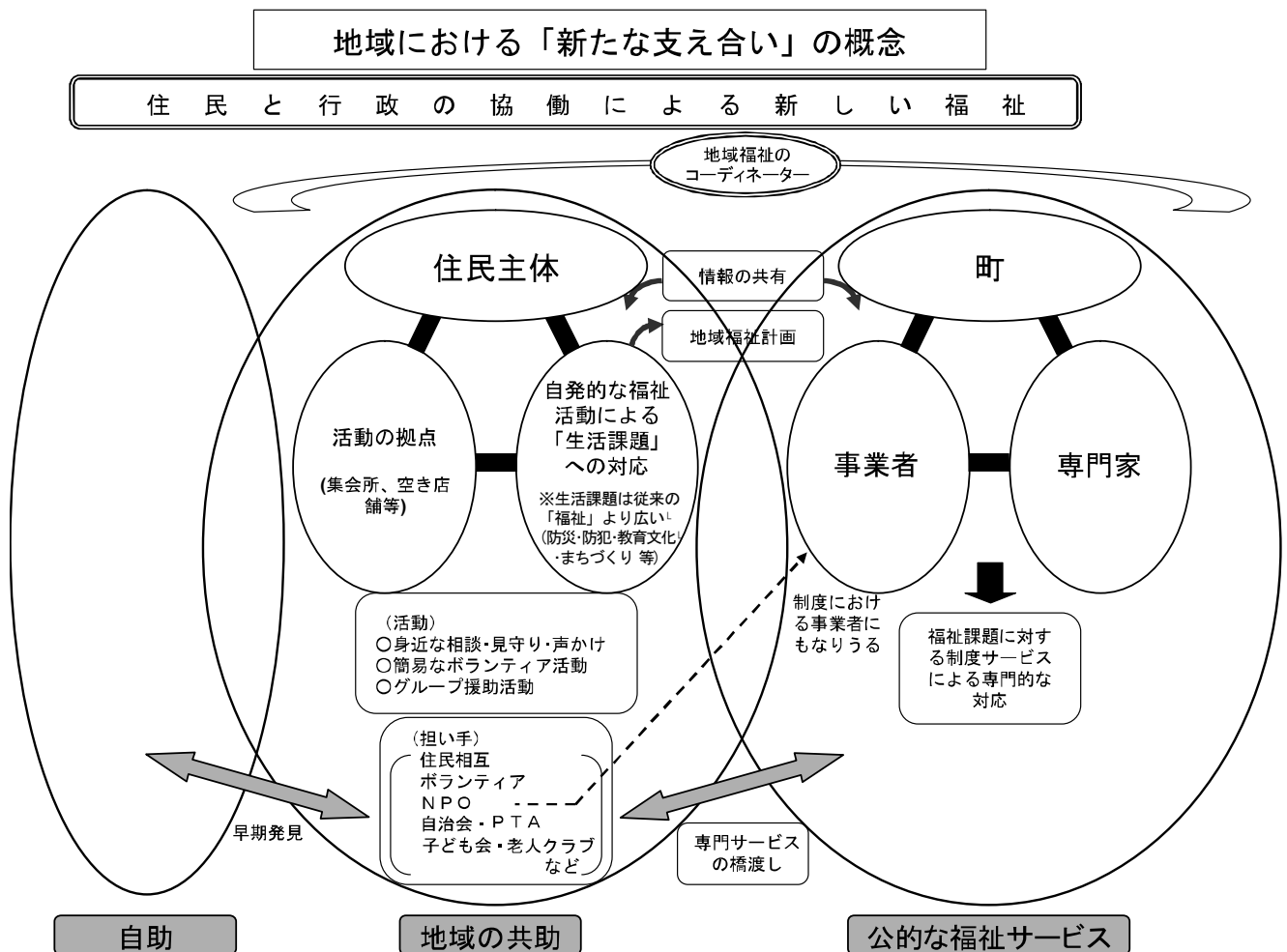
本町においては、これまで高齢者や障がい者に対する福祉サービスの拡充、子育て支援の充実、住民の健康づくりなど、地域における保健福祉の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、核家族世帯が増加する中で、高齢者や障がい者の見守り・生活支援、子育ての孤立化、虐待、引きこもり、災害時における要援護者の避難支援など様々な課題がみられます。こうした課題に対し、公的支援だけでは解決が難しい状況が増えています。

一方、民間ではボランティア活動のニーズが高まっているほか、社会福祉協議会による高齢者サロン、子育てサロン、友愛訪問活動促進事業、支えあうまちづくり事業等を通して住民参加の福祉活動が拡がりつつあります。こうした活動は公的支援では対応できない福祉ニーズに対し、公的サービスと協働して更なる発展が期待されています。

このような状況を踏まえ、本町におけるこれからの福祉施策の展開にあたっては、個々の福祉課題にきめ細かく対応していけるよう、公と民の取り組みを一体的に捉え、地域をあげた福祉の総合的・効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、『共に生き、支え合う地域づくり』を推進する上で、住民参加を基本に行政をはじめとする地域に関わる全ての関係機関・団体及び事業所等が、お互いに力を合わせる関係をつくり、字・自治会を基礎としながら「地域の共助」、「公的な福祉サービス」が協働した「地域ぐるみの福祉」を推進するために策定します。



4 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、商店、学校など、地域で生活し、活動している全ての人や機関・団体等が対象となります。

5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

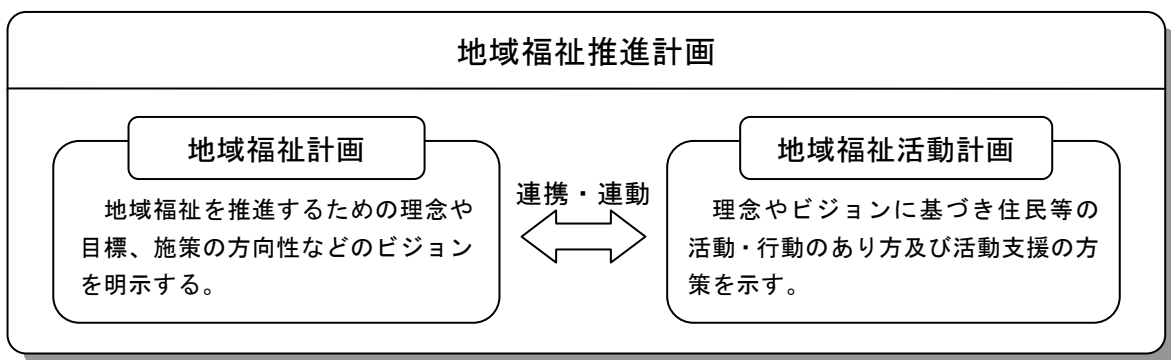
このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「**地域福祉推進計画**」とします。

一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

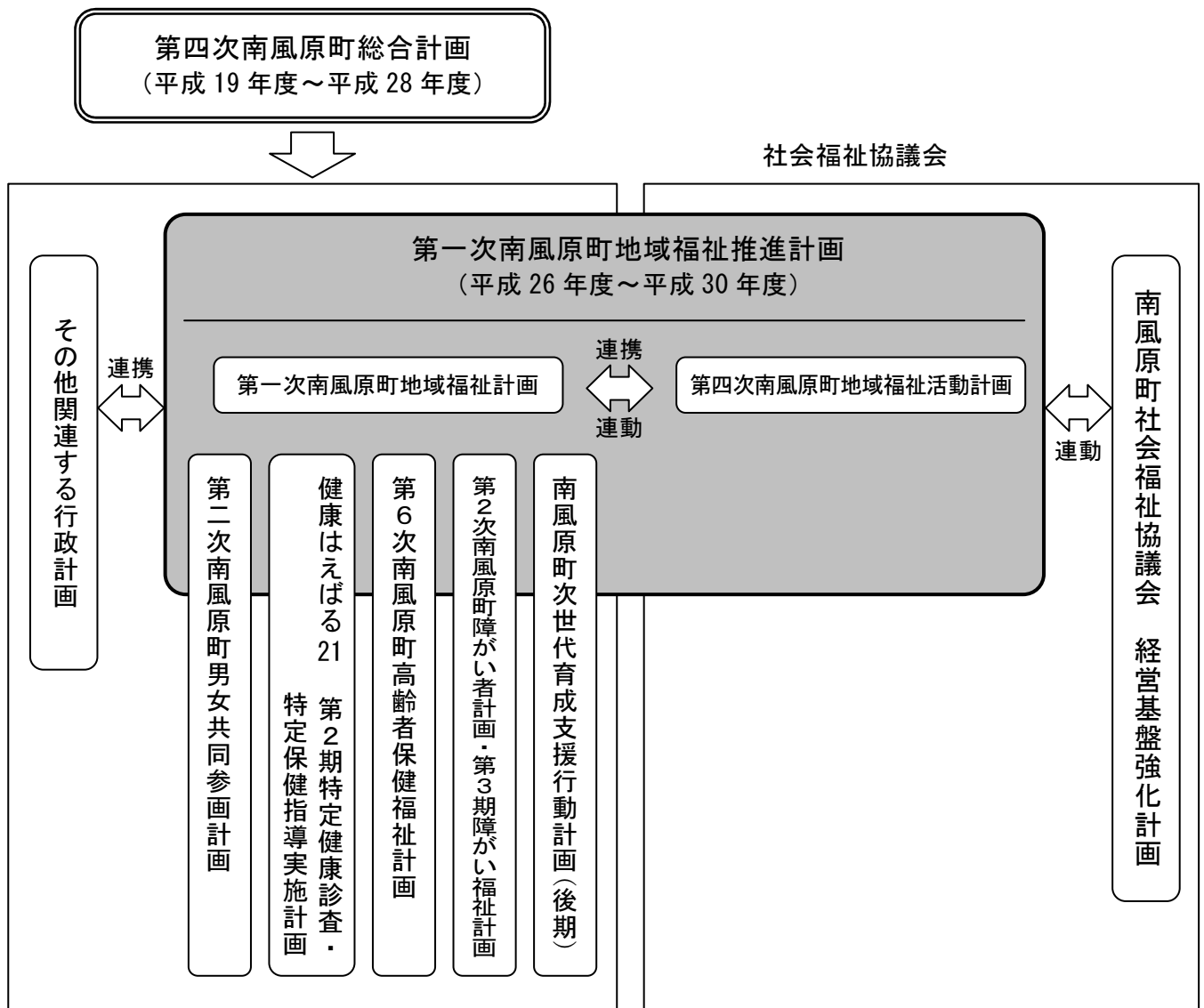
なお、社会福祉協議会では、平成 27 年度を目標年度とする「第三次南風原町地域福祉活動計画」を推進しているところですが、一体的な策定にあわせて、2 年前倒しで現計画の見直しを行います。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 計画の位置づけ

- 本計画は、「第四次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。
- 本計画は、高齢者、障がい者、次世代育成、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の統合化を目指す計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



7 計画の期間

「第一次南風原町地域福祉推進計画」の計画期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ必要に応じ見直しを行います。

○計画の期間

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度～
第一次南風原町 地域福祉推進計画						
					見直し	次期計画

8 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営し、計画の検討や審議等を行うための組織として「地域福祉計画策定作業部会」、「地域福祉計画策定検討会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

1) 地域福祉計画策定作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

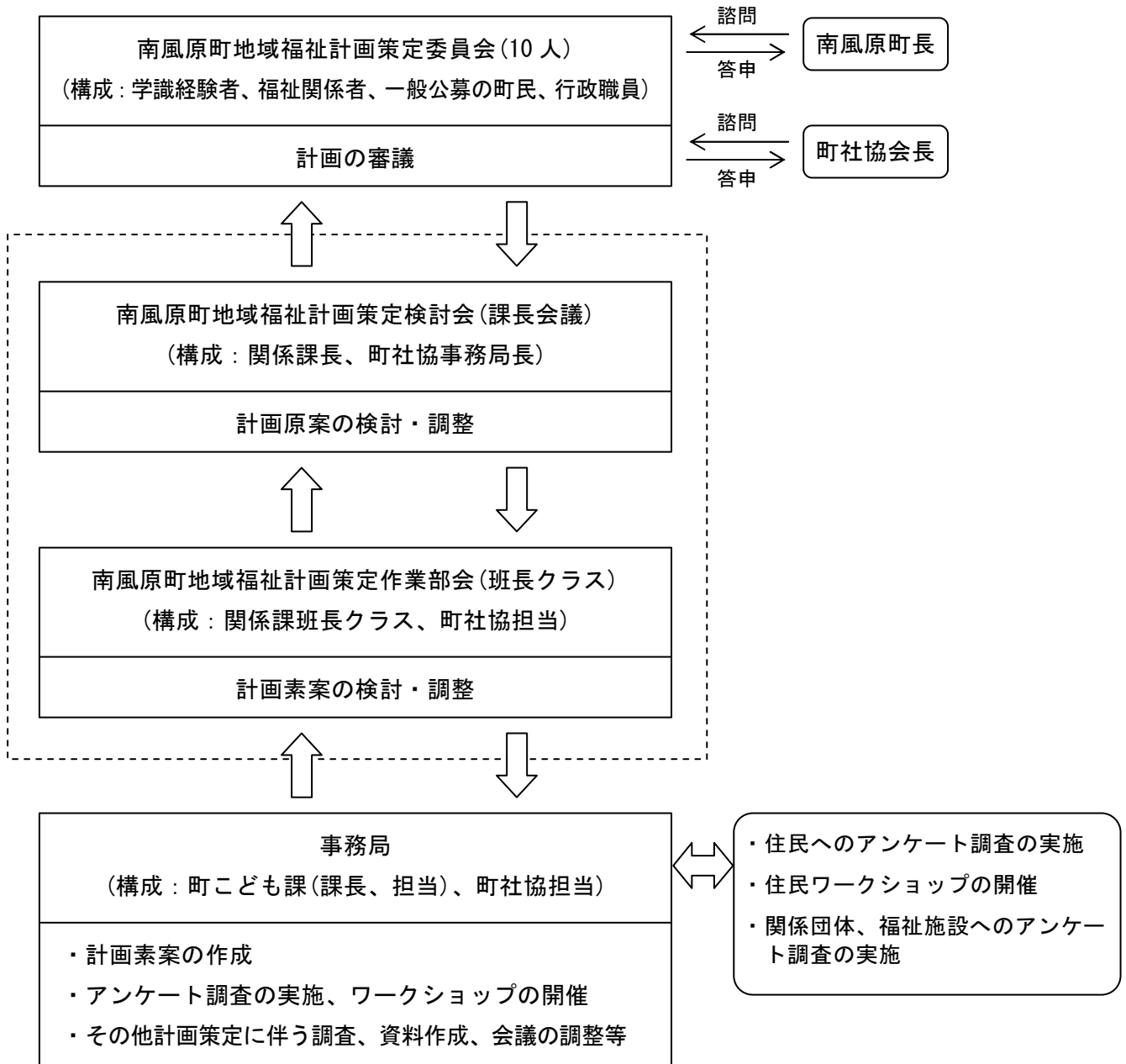
2) 地域福祉計画策定検討会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による住民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための住民参画について

本計画は策定過程においても住民参画が基本であり、広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、関係団体・福祉施設へのアンケート調査、地域福祉推進のための住民ワークショップの開催(10月3日～)及び、「地域福祉計画策定委員会」委員として一般町民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

1) 住民アンケート調査

住民の地域福祉に関する考え方や地域活動、ボランティア活動などの状況を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、3,100人の住民を対象に調査を実施しました。

①調査期間

平成25年7月5日～平成25年8月5日

②回収先一覧

調査対象年齢	配布数	回収数	回収率
20歳～89歳	3,100	1,125	36.3

2) 福祉施設・関係団体へのアンケート調査

関係団体や福祉施設が考える南風原町の福祉課題、福祉課題解決のための他の関係機関や団体に期待することなどを把握するために、アンケート調査を実施しました。

①配布回収状況

	配布数	回収数
福祉施設	24	18
関係団体	6	6

②回収先一覧

福祉施設		関係団体
施設種別	名称	
障害者支援施設	沖縄中央育成園あおぞら荘	町母子寡婦福祉会 町民生委員児童委員連合会 町身体障害者福祉会 町老人クラブ連合会 町更生保護女性会 町赤十字奉仕団
多機能型事業所	ワークプラザ南風	
障害者支援施設	太希おきなわ	
特別養護老人ホーム	嬉の里	
精神障害者入所授産施設	てるしのワークセンター	
共同作業所	はんど in はんど	
特定非営利活動法人	のぞみの里 児童デイサービスぽっけ	
保育施設	宮平保育所 なのはな保育園 はなぞの保育園 かねぐすく保育園 みつわ保育園 マイフレンズ保育園 ていだ保育園 はえばる保育園 若夏保育園 さんご保育園	

3) 住民ワークショップ

①実施期間

平成 25 年 10 月 3 日～平成 25 年 10 月 31 日（週 1 回、全 5 回開催）

②参加者

参加者数:28 名

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計
男性	1	8	5	3	1	18
女性	1	4	1	3	1	10



*南風原町は「こんな町だったらいいな」について意見を出しあい、キャッチフレーズをつくりました。

*身近な地域の福祉課題について意見を出し、次に課題解決のために自助（個人）、共助（地域）、公助（行政）の視点からそれぞれが取り組むべきことを話し合いました。

*南風原町の「良いところ」について意見を出しあいました。

4) 策定委員の公募状況

- ・応募は 2 名

5) パブリックコメント

- ・実施期間:平成 26 年 1 月 16 日～平成 26 年 2 月 3 日
- ・アクセス数:31 件(意見なし)

9 計画の推進に向けて

1. 計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画する機運を高めていくために、本計画書をホームページで公開します。また、計画の概要版を作成し、全世帯に配布するほか、あらゆる機会を通して、地域福祉推進の趣旨や本計画の方向性、取り組みについて周知を図り、理解と参画を促していきます。

2. 公私協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

行政は、地域の福祉の向上を目指して、本町の福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉推進の方向性を明らかにし、地域住民や地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。とりわけ、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核となる民間組織であることから、より密接な連携と事業・活動への必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育、交通、就労、環境、まちづくりなどの他の生活関連分野との連携を図るために、庁内連携体制を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供する活動にも取り組んでいますが、地域福祉推進の中核となる存在として、地域の福祉ニーズの把握と住民福祉活動の推進を担うほか、関係団体、サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート役としての機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

(3) 住民の役割

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、自治会への加入や地域活動、地域福祉活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

(4) 関係団体等の役割

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、女性会等の地域組織並びに町内の福祉関係団体、NPO、一般事業所等の様々な主体は、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉に貢献する活動を推進する役割を担います。特に、公的支援のみでは対応が難しい福祉課題については、各団体間の連携及び町や関係機関等との連携を意識し、協働して課題解決に取り組めます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、施設の開放、関係機関・団体及び住民福祉活動との連携を図るなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

3. 計画の評価・進行管理

(1) 事務局評価の実施

本計画の評価・進行管理を行うために、本計画の取り組むべき施策・事業の進捗状況や成果等を把握し、事務局評価(自己評価)を行います。

(2) 計画の進行管理・評価への住民参加

本計画の策定や推進においては、住民参加が大前提となっており、計画の評価においても、住民参加を図る必要があります。そのため、住民ワークショップの開催や地域福祉懇談会の活用などを通して、計画の進捗状況や成果等に対する住民の意見・提言を伺い、とりまとめていきます。

(3) 地域福祉推進計画評価委員会(仮称)の設置

事務局評価と住民の意見・提言を踏まえた上で、総合的に計画の進行管理と評価を行うために、「地域福祉推進計画評価委員会(仮称)」を設置し毎年度点検・評価を行います。

